和東町まち・ひと・しごと創生推進会議設置要領

(設置)

第1条 和東町における人口減少対策及び地方創生の取組を推進する人口ビジョン、地方創生戦略の策定等について有識者の意見を聴取するため、「和東町まち・ひと・しごと創生推進会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(目的)

- 第2条 会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。
 - (1) 和東町の人口ビジョン
 - (2) 和東町の地方創生戦略
 - (3) その他人口減少対策及び地方創生の取組を推進するために必要な事項

(委員)

- 第3条 会議の委員は、産業界関係者、行政機関関係者、知識経験者、金融機関関係者、 労働団体関係者及び地方創生等に関し識見を有する者並びにその他町長が適当と認める 者とし、町長が委嘱する。
- 2 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 3 会議に座長を置き、知識経験者をもって充てる。
- 4 座長は、会議の議事を運営する。
- 5 町長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意 見を聴くことができる。

(会議の公開)

第4条 会議は、原則として公開とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要領は、平成27年5月20日から施行する。